

令和4年 第5回 幸手市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年5月24日 午後3時00分から午後4時35分

2 開催場所 幸手市役所第二庁舎第2会議室

3 出席委員

農業委員会委員（13名）

会長

会長代理

7番	船	川	由	孝
14番	鈴	木	年	栄
2番	大	澤	年	一
3番	奥	貫		進
4番	江	森	正	之
5番	野	村	美左	緒
6番	倉	持	昭	夫
8番	田	中	吉	雄
9番	熊	谷	隆	夫
10番	山	中		栄
11番	増	田	隆	司
12番	増	田	福	重
13番	松	島	政	雄

農地利用最適化推進委員（6名）

	岡		政	美
	関	根	俊	男
	梅	山	友	行
	石	関		功
	小	池	昭	三
	小	川		肇

4 欠席委員 農業委員会委員（1名） 1番 矢 島 清 春

5 議事日程

第1 議事録署名人について

第2 議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について

6 その他

・事務連絡

7 事務局

局長 田 中 孝 徳

主査 堀 野 真 一

主任 岡 安 育 子

開会 午後3時00分

◆局長

皆様こんにちは。定刻になりましたので、令和4年第5回幸手市農業委員会を開会いたします。

本日、矢島委員よりご欠席のご連絡をいただいております。したがって、出席委員は13名となります。幸手市農業委員会会議規則第9条に規定する会議定足数に達しておりますので、会議は成立いたしますことをご報告申し上げます。

また、本日は6名の農地利用最適化推進委員の方にご出席をいただいております。

それでは、開会に先立ちまして、会長よりご挨拶をお願いいたします。

◆会長

会長挨拶をする。

◆局長

どうもありがとうございました。

それでは、議事に入らせていただきます。

議事の進行につきましては、幸手市農業委員会会議規則第4条の規定によりまして会長が議長となり、進めることとなっております。

会長、よろしくをお願いいたします。

◆会長

それでは、まず初めに、第3回、3月の議事録を確認いたします。

第3回の議事録についてご意見はございますか。

(委員質問及び意見を述べる)

ほかにございますか。

(なしの声あり)

なしということで、第3回の議事録確認を終了いたします。

続いて、議事日程第1議事録署名人名人についてであります。こちらから指名申し上げてよろしいですか。

(異議なしの声あり)

8番 田中吉雄委員、10番 山中栄委員をお願いいたします。

続いて、日程第2議事に移りたいと思いますが、その前に、事務局より発言を求められていますので、事務局、お願いいたします。

◆事務局

ここでご報告があります。

5月12日に総会資料を送付させていただいておりますが、議案予定一覧の2番、3条の案件について、久喜市に譲受人の経営状況を確認したところ、違反があることが

分かったため、今回は見送らせていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

また、前回、第4回の議案第2号2番の上高野の建売住宅について、農地に残土が入れている状態だったため是正することになっていましたので、現地を確認したところ、是正されていることが確認できましたので、報告いたします。

以上です。

◆会長

本日、現地を見ましたところ、きれいになっておりました。

それでは、日程第2議事に入ります。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。

事務局、説明をお願いいたします。

◆事務局

議案第1号をご覧ください。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、説明します。

今回は1件ございます。

住宅地図のNo.1をご覧ください。

番号1、土地の所在 吉野字前〇〇外2筆、地目は登記・現況ともに田、面積の合計は14,011㎡、譲受人 杉戸町〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 大字戸島〇〇 〇〇〇〇、譲受理由 相手方の要望、譲渡理由 労力不足、譲受人の耕作面積 486,300㎡、家族数 5人 耕作者数 4人。

所有権移転となります。

権利を取得しようとする者が農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の要件を満たしていると考えます。

◆会長

この案件については、〇〇番の〇〇委員から意見を伺いたいと思います。

◆担当委員

今回の案件は3か所で、1か所目は吉野、2か所目が平須賀二丁目で500mぐらい離れています。3か所目が神扇で、1、2か所目から2km弱離れています。

5月17日に譲受人の〇〇〇〇さん宅にお伺いしまして、お話を伺ってまいりました。約40年前、譲渡人の〇〇〇〇さんの祖父はネギの栽培を一生懸命やっていたのですが、忙しいということで、この3筆について〇〇さんが借り受けてこれまで耕作をしてきたそうです。今回、譲渡人より購入してほしい旨の要望があり、申請に至ったとのことでした。

〇〇さんの自宅は杉戸町ですが、今回の案件にはいずれも近くて、〇〇さんは杉戸町、幸手市等を含め約200ha程度の水稻作を、家族4人のほか専従6人、それから、パー

トを含めまして14、5人でやられているそうです。現在、〇〇さんの孫も将来を見据えて約2年間の農業研修中とのことでした。

今回の田3筆、いずれも現場を確認しましたがけれども、きちんと田植管理されておりました、問題はないと思います。

以上です。

◆会長

1番の案件について、質問等はございますか。

(なしの声あり)

1番の案件について承認することよろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、1番の案件は承認されました。

続いて、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についてを上程いたします。

事務局、説明をお願いいたします。

◆事務局

議案第2号をご覧ください。

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について説明します。

今回は1件ございます。

住宅地図のNo.2をご覧ください。

番号2、土地の所在 上高野字菩薩前〇〇、地目は登記・現況ともに田、面積1,309㎡、申請人 大字上高野〇〇 〇〇〇〇、転用目的 長屋住宅、施設の概要 長屋住宅1棟341.25㎡ 自転車駐輪場2棟17.74㎡ LPG庫1棟2㎡。

農地区分は、10ha未満の広がり農地ということで第2種となります。

申請地は、第2種農地で、長屋住宅1棟を建築するものです。

開発行為に関して、担当課に確認したところ、都市計画法第34条第11号区域であり、長屋住宅の建築が可能ということで、許可の見込まれるものとのことでした。

当該案件については、市の開発審査会において審査済みで、現在、開発に係る協議が進められておりました、農地転用許可と開発許可は同日の許可となります。

必要添付書類が添付されており、立地基準・一般基準とも満たしていると考えています。

以上です。

◆会長

それでは、この案件については〇〇番の〇〇委員から意見を伺いたいと思います。

〇〇委員、お願いします。

◆担当委員

5月20日、〇〇さんのところにお伺いいたしました。〇〇さんの案件は、今までにも担当したことがあるため、今回は私一人で行ってまいりました。

〇〇さんは92歳なので、息子にお話を伺いました。

現在は残った土地が大体2反くらいで、1反6畝、先日田植をしたそうです。

ほかにも不動産の管理をしている方ですが、今回は自分で委託先の管理者を見つけて、自己資金でアパートを建てるということです。92歳なので現実には息子がやっているのですが、預金もあり銀行の借入れもできるということで、資金計画書も問題ないと思います。

それから、図面を見れば分かるのですが、今回の土地は、すでに5条で許可になったところの南側です。東側には以前の土地開発の際の道路ができております。西側は鉄道用地との間に市の所有でわずかに赤道があるそうです。ですから、周りに迷惑をかけるということはないと思います。

以上です。

◆会長

2番の案件について質問等はございますか。

(なしの声あり)

それでは、2番の案件について承認することよろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、2番の案件は承認されました。

続いて、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします。

事務局、説明をお願いいたします。

◆事務局

議案第3号をご覧ください。

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について説明します。

今回は4件ございます。

住宅地図のNo.3をご覧ください。

番号3、土地の所在 下川崎字千塚前〇〇外5筆、登記地目は畑及び田、現況地目 畑、面積の合計は1,487㎡、譲受人 東京都練馬区〇〇 〇〇(株)(代) 〇〇〇〇、譲渡人 大字下川崎〇〇 〇〇〇〇、転用目的 建売住宅、施設の概要 建売住宅4棟251.72㎡ 道路後退用地 ゴミ集積所。

農地区分は、10ha未満の広がり農地ということで第2種となります。

所有権移転となります。

申請地は、第2種農地で、建売住宅4棟を建設するものです。

開発行為に関して、担当課に確認したところ、都市計画法第34条第11号の区域で

あり、住宅の建築が可能ということで、許可の見込まれるものとのことでした。

当該案件については、市の開発審査会において審査済みで、現在、開発に係る協議が進められておりまして、農地転用許可と開発許可は同日の許可となります。

必要添付書類が添付されており、立地基準・一般基準とも満たしていると考えています。

以上です。

◆会長

それでは、この案件については〇〇番の〇〇委員から意見を伺いたいと思います。

◆担当委員

5月16日、譲渡人〇〇〇〇さんの妻に簡単な説明を受け、現地を確認しました。

現場は盛土がしてありましたので、さらに〇〇さんより説明を受けたところ、3年ほど前まで〇〇自動車整備工場を経営していたが、その後取り壊して、工場があったところは一部宅地と農地が混在していたため、全て農地に戻っていたということでした。その土地に譲受人の〇〇（株）が建売住宅を4棟考えているとのことでした。

18日に現地で周りの環境を確認したところ、南側に自動車販売店、東側に〇〇クリニック、北側に住宅が建ち並んでいて、西側にはコンビニ店があり、住宅環境はよいと思われま

す。ここまで調査した段階で事務局のほうから電話があり、現地は石が入っていたが、農地に是正したということを知りました。

道路後退もするため幅員も十分にあり、住環境もよくなると思います。また、周りの田んぼにも影響がないと思われま

す。

◆会長

ただいま3番の案件について、何か質問等ございますか。

◆委員

建物が建っていましたが転用許可を受けていなかったのですか。

◆局長

農転の許可は下りています。許可証もあります。

◆委員

なぜ、また農地に戻したのですか。

◆局長

本来であれば、完了届を出して地目変更の登記をしなくてはならないのですが、是正して農地の状態にして改めて申請をするという形になりました。

◆会長

是正もしましたし、近辺の様子を見ても問題ないでしょう。

よろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、3番の案件は承認されました。

続いて、4番に移ります。

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

住宅地図のNo.4をご覧ください。

番号4、土地の所在 権現堂字新田前〇〇、地目は登記・現況ともに畑、面積1,579㎡のうち136㎡、借受人 愛知県名古屋市〇〇 (株)〇〇 (代)〇〇〇〇、譲渡人 大字幸手〇〇 〇〇〇〇、転用目的 一時転用、施設の概要 工事用地136㎡。

農地区分は、農用地区域内農地となります。

使用貸借権設定となります。

この案件は、認定通信事業者による携帯電話アンテナ基地局の建設工事に伴う工事用地として使用するもので、農用地区域内農地の不許可の例外に該当するものです。

必要添付書類が添付されており、立地基準、一般基準とも満たしていると考えています。

◆会長

それでは、この案件については〇〇番の〇〇委員から意見を伺いたいと思います。

◆委員

今回の案件は、〇〇〇〇さんの所有の畑に、電気通信会社〇〇の中継施設、電波塔の建設工事に伴う工事用地としての申請となります。

5月22日に〇〇さんとお会いして現地を確認しました。〇〇さんの実家の農家住宅に隣接する畑の一部で、東側が5mほどの市道で、南北、西が〇〇さん所有の畑となります。

〇〇さんは水稻中心の小規模な農家で、この畑は水稻作付用のビニールハウスと家族で消費する程度の野菜を通常作っているということです。

工事業者の(株)〇〇については、5月23日、大宮の関東事業部の担当者に電話で確認しました。認定通信事業者〇〇が行う中継施設の新設工事に伴い工事車両などが現地に入るため、一時転用の申請となっております。

周りに何か影響があることはないと思いますので、特に問題はないと思います。よろしく審議をお願いします。

以上です。

◆会長

4番の案件につきまして質問等ございますか。

◆委員

この近くに通信基地が建てられて、そのための工事車両とかが入るということですが、この一時転用期間というのはどれくらいの期間ですか。

◆事務局

今年12月末までです。

◆委員

はい、分かりました。

◆会長

4番の案件について承認することよろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、4番の案件は承認されました。

続いて5番に移ります。

事務局、説明をお願いいたします。

◆事務局

住宅地図のNo.5をご覧ください。

番号5、土地の所在 下川崎字北町〇〇外3筆、地目は登記・現況ともに畑、面積の合計は1,265㎡、譲受人 東京都西東京市〇〇 〇〇(株) (代) 〇〇〇〇、譲渡人 大字下川崎〇〇 〇〇〇〇外1名、転用目的 建売住宅、施設の概要 建売住宅5棟340.99㎡ 道路後退用地 ゴミ集積所。

農地区分は、10ha未満の広がり農地ということで第2種となります。

所有権移転となります。

申請地は第2種農地で、建売住宅5棟を建設するものです。

開発行為に関して、担当課に確認したところ、都市計画法第34条第11号区域であり、住宅の建築が可能ということで、許可の見込まれるものとのことでした。

当該案件については、市の開発審査会において審査済みで、現在、開発に係る協議が進められておりまして、農地転用許可と開発許可は同日の許可となります。

必要添付書類が添付されており、立地基準・一般基準とも満たしていると考えています。

以上です。

◆会長

この案件については〇〇番の〇〇〇〇委員から意見を伺いたいと思います。

◆担当委員

この案件につきましては、5月17日、幸手地区担当の〇〇委員と一緒に、譲渡人の

〇〇さんと〇〇さんのお宅へ伺いまして、聞き取り調査をしてまいりました。

まず、申請地ですけれども、下川崎〇〇の南側に位置しまして、既存の集落の中にあつて、住宅が点在してしまつて、ほとんどの農地が狭く、未整備です。

なお、現況は耕されていますけれども、更地の状態でした。

また、農地転用の理由としまして、周りの農地が近年の宅地開発により住宅になってしまひ、売買可能な用地が少なくなつていた現状があると思います。そして現地は幸手駅や久喜駅にも比較的近く、交通の利便性もよく、さらに〇〇幼稚園や〇〇小学校、〇〇中学校にも近く、子育てするには適していると考えます。

次に、〇〇〇〇さんの家族ですけれども、〇〇さんは妻と息子がおりまして、息子は勤めており農業はやっておりません。残りの農地の保有面積は田んぼが2畝、畑が5畝、陸田が5畝あるそうです。また、農業機械はトラクターが1台だけありまして、雑草が生えないように管理しているだけのことです。

続いて、〇〇〇〇さんですけれども、〇〇さんと妹の二人暮らしです。残りの農地の保有面積は田んぼが1,190㎡、畑が260㎡、合計で1,450㎡あります。自身は定年までまだあるため、将来も10年程度は働きたいと考えているそうです。そして農業機械につきましては、管理機が1台あるだけのことです。

最後に、区画はそれぞれ300㎡以上確保されており、十分な駐車スペース、それから、家庭菜園などにも利用できると思われまふので、問題はないかと思われまふ。皆様のご審議をお願いいたします。

以上です。

◆会長

5番の案件について質問等ございまふか。

◆委員

「附近の見取図」と土地利用計画図の形は同じですか。何か見た目で形が全然違ふような気がするんですけれども。

◆委員

今の関連で、申請は4筆になっていますよね。公図は5筆ではないかと思ふんですけれども、私の間違いでしょうか。

◆事務局

申請書の地番を読み上げまふので、下川崎〇〇、〇〇、〇〇、〇〇の4筆です。

◆推進委員

すみません、よろしいでしょうか。

余計なことかも分からないですけれども、資料の公図だけ見るとおかしいのですが、実際は計画地に〇〇と〇〇も分筆して入りますので、公図はまだ分筆してないんです。

〇〇と〇〇がそれぞれ分筆して計画地に入れば、土地利用計画図の形になります。その後、全部合筆して一つの筆にして、それから5つに分筆していくと思います。

◆委員

ちなみに〇〇は道路になるんですか。

◆委員

それはそのまま田んぼです。

◆委員

ということは、土地利用計画図の中央の道路は行き止まりですか。

◆委員

行き止まりです。

◆局長

〇〇は農地で残ります。住宅地図を見ると道路のようになっていますが、そこは農地で残って、東側の宅地の建物を壊して宅地部分を計画地に編入するのだと思います。宅地ですから、資料の公図の囲みからは外れています。

◆委員

新しくできる道路までは4m道路がつながるとのことですね。

◆局長

公図の〇〇はその道路後退用地で、筆が細いので、〇〇の方へ矢印で引っ張って〇〇と書いてあるだけです。

◆委員

そうしますと、道路後退用地ということで、申請対象の筆には入らないのですか。

◆局長

〇〇は申請地ではないです。

◆事務局

今回、道路後退用地というふうに議案書の中に書かれているんですけども、分かりづらくて申し訳ございません。〇〇の一部が道路後退用地ということになっております。

◆推進委員

宅地の部分を含めて開発される場合には、宅地の部分も面積を表示するなりして、分かりやすくしてほしいのと、事務局からの説明の時に説明をしていただきたいと思います。

◆会長

事務局は、そういうことで、次回からお願いします。

5番の案件は承認することよろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、5番の案件は承認されました。

続いて6番に移ります。

事務局、説明をお願いいたします。

◆事務局

住宅地図のNo.6をご覧ください。

番号6、土地の所在 円藤内字長倉〇〇、地目は登記・現況ともに田、面積 518㎡、
譲受人 東京都世田谷区〇〇 (同) 〇〇 (代) 〇〇〇〇、譲渡人 長野県大町市〇
〇 〇〇〇〇外3名、転用目的 長屋住宅、施設の概要 長屋住宅2棟381.10㎡ 道
路後退用地。

農地区分は、10ha未満の広がり農地ということで第2種となります。

所有権移転となります。

申請地は第2種農地で、宅地を含めて長屋住宅2棟を建設するものです。

開発行為に関して、担当課に確認したところ、都市計画法第34条第11号の区域で
あり、住宅の建築が可能ということで、許可の見込まれるものとのことでした。

当該案件については、市の開発審査会において審査済みで、現在、開発に係る協議が
進められておりまして、農地転用許可と開発許可は同日の許可となります。

必要添付書類が添付されており、立地基準・一般基準とも満たしていると考えていま
す。

以上です。

◆会長

この案件については〇〇番の〇〇〇〇委員から意見を伺いたいと思います。

◆担当委員

5月18日、地元委員の〇〇委員と現地を確認しました。

申請地は栗の木がたくさん植えてあります。そして周りは住宅街です。

譲渡人の〇〇〇〇さんに話を伺ったところ、栗の木は約50年前に父親が植えたそう
です。その後長年にわたり栗の木の手入れや草刈りなど管理をしてきましたが、近年周
りに宅地が多くなり、草を刈るにも騒音が近所の迷惑になると気になるようになり、思
うようにできなくなったそうです。そして維持していくことが難しくなったということ
です。

譲受人の(同)〇〇の〇〇さんに話を伺ったところ、申請地は閑静な住宅街に接して
おり、交通の利便性もよく、小・中学校も近く、子育て世代を対象に入居者を募集する
のにはとても環境に恵まれており、今回の申請に至ったそうです。

この案件については特に問題はないと考えます。皆様の審議、よろしく申し上げます。

◆会長

6番の案件について質問等ございますか。

◆委員

今栗林と言いましたが、現況地目は田になっていますね。現況地目は直近の地目ということだと思っていたのですが、間違っていないか。

◆局長

これは間違いです。畑です。

申し訳ございません、現況地目を畑に訂正をお願いいたします。

◆会長

ほかにございますか。

(なしの声あり)

6番の案件について承認することよろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、6番の案件は承認されました。

続いて、議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画についてを上程いたします。

事務局、説明をお願いいたします。

◆事務局

議案第4号をご覧ください。

議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について説明します。

今回の案件は全部で2件ございます。

なお、一部内容を省略させていただきます。

番号1、利用権設定を受ける者 春日部市 ○○○○、利用権設定をする者 下吉羽 ○○○○、土地の所在 下吉羽○○、地目 畑、面積 364㎡、新規更新の別 新規、契約期間 1年、賃借料 1筆当たり5,000円 作物 その他、権利の種類 賃貸借設定。

番号2、利用権設定を受ける者 春日部市 ○○○○、利用権設定をする者 上宇和田 ○○○○、土地の所在 上宇和田○○、地目 畑、面積 224㎡、新規更新の別 新規、契約期間 1年、賃借料 1筆当たり5,000円 作物 その他、権利の種類 賃貸借設定。

以上です。

◆会長

それでは、この案件は吉田地区となりますので、推進委員、○○委員の意見を伺いたいと思います。

◆推進委員

先日の日曜日に〇〇さん、それから、〇〇さん宅にて話を伺ってきました。

〇〇〇〇さんは母の実家の土地を相続したそうです。農家ではないため農業はできないということで、草だけを刈っていたような状態のところ、〇〇さんから果樹を作るので土地を貸していただきたいという話があり、貸したそうです。

それから、〇〇さんのほうは自分で田んぼと畑を耕作しているんですけども、この土地は道路に接していないので非常に耕作に不便で、〇〇さんが地続きの土地を借りて耕作していたのでこの土地を貸したということです。

借受人の〇〇さんは、建設業と農業の兼業なのですが、建設業のほうは物価高騰などあまり収入がよくないということで、徐々に農地を増やして農業にシフトしたいということをお話しておりました。

それで現場ですが、〇〇さんの土地は周りをネットで囲ってブドウを作るといことです。それと〇〇さんのほうの土地は、現在もレモンが植えてあり、農地として活用しております。

賃借料も双方とも1筆5,000円という単価なので問題ないと思います。

以上です。

◆会長

この件につきまして質問はございますか。

〇〇委員。

◆委員

使っていないところを借りてやってくれるというのはありがたい話であると思っはいるんですけども、果樹ということで、契約が1年というのはどうなのでしょう。果樹で1年というのは借りるほうからしたらあまりいい条件ではないと思うのです。

現地は何度か見えています。〇〇さんのほうはネギとかキュウリが植えてあり家庭菜園のように見えました。

それから、〇〇さんのほうですが、ここは畑に道路から入れないので道路から見た範囲では、何か木の苗木が植えてあるようには見えました。レモンということのようですね。ここは道から離れているので地続きのところを借りているということですが、その南側のほうも借りているんですか。

◆推進委員

ネットで囲ってなかったですか。その隣の土地がそうなのですが、そこも借りて苗木を作っています。

◆会長

〇〇委員。

◆委員

果樹ですから、長期作物で1年で収穫できるわけではないのですから、契約期間が1年というのはどうなのでしょう。

◆事務局

契約期間1年の理由についてですが、ご本人は果樹の場合は通常5年か10年借りるという考えはあるらしいのですけれども、不動産の契約が単年度になっていて、不動産の契約は自動更新のため、それに合わせて1年に設定しているとのこと。

◆委員

しかし、双方うまくいっている時はいいですが、果樹は1年で収穫できないですよ。

◆局長

おっしゃるように果樹は1年では無理だと思うんです。それはそうだと思うんですけれども、考え方として、不動産の契約が1年契約で、その土地の貸し借りは自動更新になっているということなんです。それに合わせて利用権を1年にした。恐らく更新を前提に1年にしているという考え方だと思うんです。

◆委員

貸し借りは目的があるわけでしょう。借りて1年で収穫できないものを更新できるからといって1年の契約で貸し借りしますか。更新できるかどうか分からないのではないですか。事情が変われば更新できない場合もあると思います。果樹は永年作物ですので、1年契約でいいのでしょうか。後でトラブルが起きないように考えなければならないので、目的は永年作物であるのに、1年契約を認めてよいのかということ。

◆推進委員

いいですか、〇〇委員の言うこともすごく分かる。例えば期間を3年、5年にしても同じだと思うんです、永年作物だから。それは事務局が言っていましたけれども、不動産契約で、賃貸借契約で一応1年で自動更新にしている、それに合わせて利用権設定の期間を1年にしたということなので、これはやむを得ないと私は思います。

ただ、やはり借りる人ももう少し長く本当は借りたいでしょうし、ただ、会社であれば、この人は個人で借りているけれども、会社会計でやっていくとすれば、年度会計なので、1年で会社の予算の中でやっていく。そういうのも理解できるし、いろいろ考えると、今回はやむを得ないのかなというふうに私は思います。

◆委員

永年作物ですから、1年で返還となったら補償などの問題が出てくるかもしれない。そういうことも農業委員会として考えないといけない。トラブル防止のためにも、農業委員会としては1年で大丈夫なんですかという確認は必要だということ。

◆会長

分かりました。

では、他に意見はありますか。ないようでしたら、この利用集積計画について承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

それでは、議案第4号は承認されました。

大変お疲れさまでございました。議事の全てが終わりましたので、局長にお返しします。

◆局長

どうもありがとうございました。

続きまして、その他の事務連絡となります。

事務局から事務連絡がございます。

◆事務局

(事務連絡を行う)

◆局長

最後に、閉会に当たりまして、会長代理より挨拶をお願いします。

◆会長代理

会長代理挨拶をする。

閉会 午後4時35分

会議の顛末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和4年7月25日

議 長 船 川 由 孝

署名委員 田 中 吉 雄

署名委員 山 中 栄